

議案第 1 号

令 2 都市計画第 509-1 号
令和 2 年 (2020 年) 10 月 20 日

山口県都市計画審議会
会 長 鵜 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 25 年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 2 号

令 2 都市計画第 509-2 号
令和 2 年 (2020 年) 10 月 20 日

山口県都市計画審議会
会 長 鵜 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 25 年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第3号

令2都市計画第509-3号
令和2年(2020年)10月20日

山口県都市計画審議会
会長 鳩心治様

山口県知事 村岡嗣政

周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定され、平成24年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 4 号

令 2 都市計画第 509-4 号
令和 2 年 (2020 年) 10 月 20 日

山口県都市計画審議会
会 長 鵜 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 5 号

令 2 都市計画第 509-5 号
令和 2 年 (2020 年) 10 月 20 日

山口県都市計画審議会
会 長 鵜 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第6号

令2都市計画第509-6号
令和2年(2020年)10月20日

山口県都市計画審議会
会長 鵜 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定され、平成24年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第7号

令2都市計画第509-7号
令和2年(2020年)10月20日

山口県都市計画審議会
会長 鵜 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定され、平成24年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第 8 号

令 2 都市計画第 509-8 号
令和 2 年 (2020 年) 10 月 20 日

山口県都市計画審議会
会 長 鵜 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年に都市計画決定され、平成 24 年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第9号

令2都市計画第509-9号
令和2年(2020年)10月20日

山口県都市計画審議会
会長 鵜 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊「下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定され、平成24年に変更しています。この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

